



# 動物の権利： 廃止論的試み

が紹介する

# 所有物としての動物

ギャラリー・L・フランシオン著

大多数の人に受け入れられるような道徳原理は、実にほんの僅かしかありません。

そのような原理の一つに、私達は動物  
を「慈悲深く」扱うべきであり  
「不必要な」苦痛を与えるべきではな  
い、というものがああります。

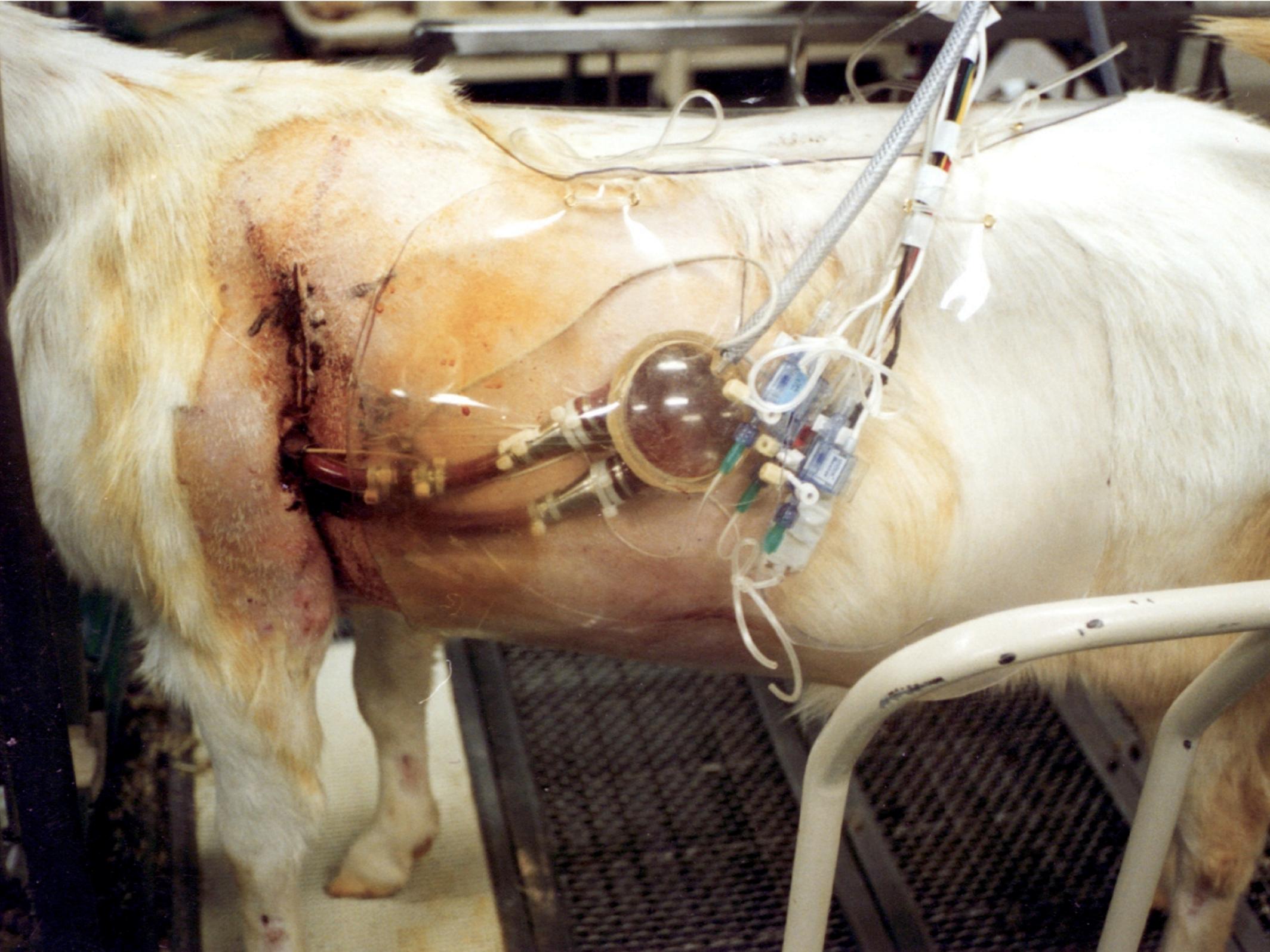


この原理は私達の道徳文化において揺ぎ無い地位を維持しており、合衆国やイギリス、その他の国々の法制度に「動物福祉法」という法律として組み込まれてすらいいます。

動物福祉法には二種類あります。

反動物虐待法令といった一般動物福祉法は、特定の利用法や状況に関係無く、いかなる動物虐待をも禁止することを表明しています。

特定動物福祉法は生物医学上の研究における動物利用などの特定の利用方法や食用動物の屠殺といった特定の状況に適用されます。



私達は、動物福祉法によって動物は不必要な苦痛から守られていると信じがちですが、現実にはこういった法律はほとんど—あるいは全くと言っていいほど—動物を守る効果は無いのです。







動物福祉法はしばしばあからさまに例外を含んでいるため、多くの動物利用法においては適用すらされないのです。

法が適用される場合すら、ほとんど全くと言って良いほど、そのような効果は得られません。

何故なら（人間以外の）動物は人間の  
所有物だからです。

動物は私達が所有するものであり、私達の目的のための手段としての付帯的あるいは暫定的な価値しかありません。

個人が犬や猫などの（いわゆる）コンパニオン動物に単なる物以上の価値を見出すことはあるでしょう。しかし個人の意見に関わり無く、現実的には法が関する限りこのような動物でさえ商品以外の何物でもないのです。



一般的に、私達は動物に（動物そのものとしての）固有の価値があるとは考えません。だからこそ、私達が利益を被る範囲のみでしか、動物の利害関心を守ろうとはしないのです。

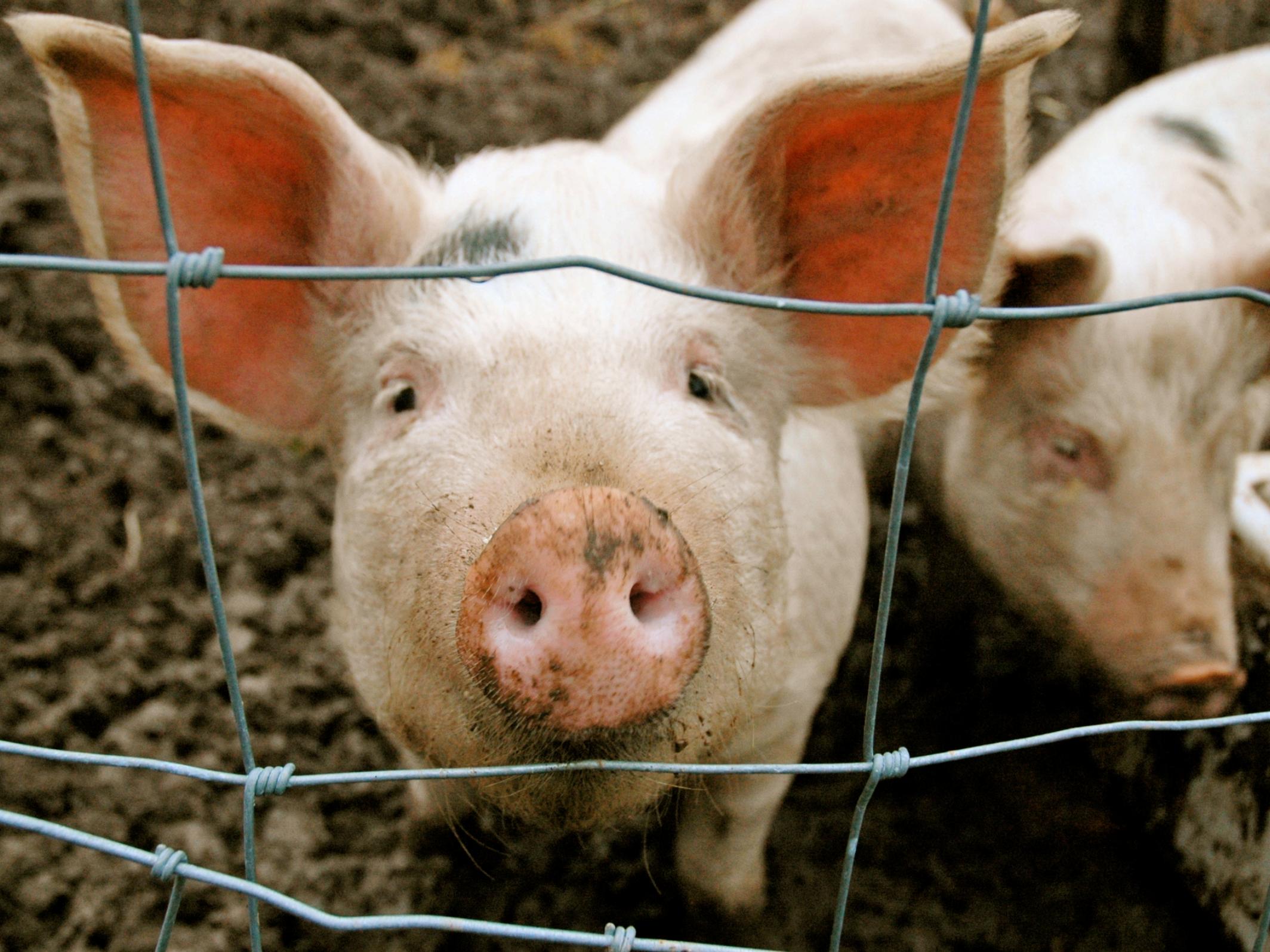
動物福祉法は人間と人間以外の動物の  
持つ相反する利害関心の「バランス  
を」取ることを求める法である、とさ  
れています。

しかし実際には動物は人間の所有物であるため、人間の利害関心と動物の利害関心の間には有意義なバランスなど取りえないのです。

問題となっている人間の利害関心が些細なものであり、問題となる動物の利害関心はその動物の生死にかかわる、あるいは苦痛を伴う場合でさえも、動物の利害関心はほとんど必ずと言って良いほど、人間の利害関心よりも重要性が低いとされるのです。



動物福祉法が求めるとされる、人間と人間以外の動物の利害関心のバランスは、動物が食用動物、実験動物、狩猟用の獲物等として人間の所有物として定義されているために、最初から人間側に有利になるように決定付けられているのです。







所有者の利害関心と所有物の利害関心のバランスを取ることが出来ないからこそ、奴隷制時代において法は奴隷の利害関心を守ることが出来なかったのです。

奴隷の利害関心と奴隷主の利害関心の  
バランスを取ることなど絶対に不可能  
なのです。

T. GEOTE BRUCK.

TOBACCO

AUCTION & NEGRO SALES.

LAMP, PINE  
E. OILS





動物福祉法は「不必要な」苦痛を動物に課すことを禁止するとされています。しかし現在、動物に課せられる苦痛の大部分はどう考えても不必要なものであるにもかかわらず、個々の動物利用が本当に必要かどうかを疑問にはしないのです。

むしろ、私達の好きなやり方で動物を利用することを前提とした上でしか、個々の動物の扱い方法の必要性を疑問視しないのです。つまり、動物利用自体の必要性を疑問視することは無いということなのです。

そして、様々な動物搾取機関における慣例や風習に則って個々の動物利用が必要かどうか、そして「慈悲深い」かどうかを決定するのです。

動物利用行為に携わる人は、目的に応じて必要とされる以上の苦痛を動物に課すことはないと思込込みがちです。なぜなら、丁度車の所有者がむやみやたらに自分の車に傷を付けるのが理屈に合わないように、むやみに動物を苦しめるのは理屈に合わないから  
です。



GALAXIE 500





例を挙げてみましょう。

人間にとって肉や乳製品を食することは不必要であり、尚且つ人間の健康や環境にとって有害な可能性があるにもかかわらず、私達は食用に動物を利用することの根本的な必要性を問おうとはしません。

食用動物の受ける苦痛が畜産農業の慣例の許容範囲を超えるかどうかは問題にしないのです。

農場経営者が畜産動物を去勢したり焼印を押したり—どちらも動物に非常に痛みを伴う行為です—といった行為が畜産農業の慣習である限り、私達は農場経営者が何の理由も無く動物を傷付けるとは考えないため、このような行為は「必要」であるとみなされるのです。



結果として、動物福祉法が要求する動物に対しての配慮のレベルは、良識ある（財産）所有者が経済的に効率の良い方法で所有物である動物を搾取するために取る配慮のレベルを上回ることは滅多にないのです。

動物は人間の所有物でしかないために、人間に課したら拷問とされるような扱いを動物にしても「慈悲深い」とみなされ受け入れられてしまうのです。



動物が人間の所有物のままでいたとして、果たして今以上の保護を受けられるのでしょうか？

勿論その可能性はあります。しかし、動物の、所有物としての身分が動物保護を難しくしているのです。動物福祉を改善するにはお金がかかります。それは、私達が社会全体として進んで「得よう」とするものでなければならぬのです。

更に、動物の待遇が改善されたとしても、私達はやはり根本的な道德の問題に向き合わなければなりません。

動物を慈悲深く扱おうと扱わまいと、  
動物を所有物として扱うことそれ自体  
は、果たして道徳的に正当化できるの  
でしょうか？



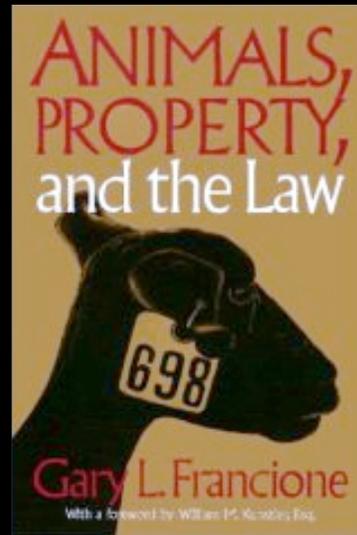
人間の奴隷制は—「慈悲深い」奴隷制  
ですら—間違っていると考えるのに、  
何故動物を所有し利用することは受け  
入れられているのでしょうか？

動物を人間の所有物として扱い続ける  
道徳的に正当な理由などないのです。

それではどうすればいいのでしょうか？

私達は動物を所有物として扱うことをやめるべきなのです。私達は動物搾取を単に規制するのではなく、廃止するべきなのです。

このプレゼンテーションは以下の書籍に  
基づいています。



**Animals, Property, and the Law**

注：このプレゼンテーションはフランシ  
オーン教授の意見の全てを発表すること  
を意図して作られたものではなく、動物  
の所有物という立場によって起こる問題  
について簡潔でわかりやすく紹介するこ  
とを目的としています。

何故動物を所有物として扱うべきではないのかという議論については*Theory of Animal Rights*のプレゼンテーションを御覧下さい。

動物搾取の廃止と規制についての議論に  
ついては*Animal Rights vs. Animal  
Welfare*のプレゼンテーションを御覧下さ  
い。

このプレゼンテーションで使用された屠  
殺場の写真は*the Humane Farming  
Association*と*Gail Eisnitz*氏の提供による  
ものです。

*Copyright © 2006-2007 ギャラリー＝フランシオン*  
*All Rights Reserved.* (不許複製・禁無断転載)

著者の許可無しに使用しないで下さい。

*www.AbolitionistApproach.com*

*Version 1.0.1*

A black and white photograph of three horses standing behind a barbed wire fence. The horses are looking towards the camera. The fence is made of several strands of wire, with the top strand being a double-strand barbed wire. The background is a blurred field.

ここで扱った事柄やその他の動物の権利  
に関連した問題の議論については

**[www.Abolitionist Approach.com](http://www.Abolitionist Approach.com)**  
を御覧下さい。